

# 小山市立生涯学習センターえるる OYAMA ユースセンター運営業務委託 仕様書

## 1. 事業名

小山市立生涯学習センターえるる OYAMA ユースセンター運営業務委託

## 2. 事業目的

生涯学習文化課では、「小山市立生涯学習センターえるる OYAMA」「おやま未来開運塾」「旧宇都宮大学おやまサテライトプラザ」の3施設を所管し、日常的に多くの高校生及び過年度生(以下「高校生等」という。)が自主学習や交流の場として利用している。

また、令和4年7月に提出された「小山市立生涯学習センターの連携等に関する運営懇話会提言書」では、小山市立生涯学習センターの「理想の姿」として、“未来の小山市を創造する人材育成の推進”が掲げられており、その実現に向けた取り組みが求められている。

このようなことから、高校生等の第3の居場所を創出するための条件、環境が整っている状況を活かし「小山市立生涯学習センターえるる OYAMA」にユースセンターを設置し、高校生等が集い、学び、地域とのつながりを図ることを目的とする。

## 3. 委託期間

令和7年12月1日～令和10年3月31日

## 4. 業務内容

### (1) 事業設計・運営計画

- ① 小山市および対象層に関するニーズ調査
- ② 中長期的な事業構想の策定
- ③ 成果指標および評価方針の明示

### (2) 居場所づくり

#### ① ユースセンターの運営

- (ア) 場所:小山市立生涯学習センター「えるる OYAMA」内空きスペース
- (イ) 開室日時:週3日(平日2日+土日いずれか1日を想定)
- (ウ) 開室時に配置するスタッフ:常時2名程度(雇用形態は問わない)
- (エ) 対象:メインターゲットである高校生等(15歳～19歳)、および小中学生

#### ② 安全で安心できる環境整備(設備・備品・衛生・心理的安全性)

### (3) 高校生等との関係構築

- ① 対話的支援の実施(個別面談、関係構築)
- ② 利用者からのフィードバックの収集と改善への反映など

※上記に限らず、必要に応じて高校生等との関係構築に資する取組を

行うこと。

- (4) プログラムの企画・実施
  - ① 探究的学び、キャリア教育、創造活動などのプログラム企画・運営
- (5) 外部連携・協働
  - ① 学校、地域団体との連携体制の構築・維持
  - ② 地域資源との連携による支援の質的向上
- (6) 広報・募集活動
  - ① 利用者募集、地域への周知活動
    - (ア) チラシ(3,000部程度)、ポスター(必要数)の作成
    - (イ) SNSの運用等
  - ② イベントや説明会の開催
- (7) 組織体制整備
  - ① スタッフ・ボランティアの採用、育成、体制整備
  - ② ガバナンス・コンプライアンス体制の整備
- (8) 事務局運営
  - ① 事業実施に関する予算管理、経理処理
  - ② メール・電話対応、帳簿管理、会議設定などの庶務
  - ③ 各種報告資料や内部記録の作成・管理
- (9) 活動報告・モニタリング
  - ① 月次成果報告書の提出(毎月月末までに)
  - ② 市担当課事務局との成果指標(以下「KPI」という。)の設定
  - ③ KPI 評価の提出(年2回)

## 5. 成果品

下記のことを指定期日までに、小山市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課生涯学習係(小山市立生涯学習センターえるる OYAMA)に納めること。

- (1) 実績に関する成果報告書のデータ一式(データ様式不問)
  - ① 利用人数(延べ・ユニーク数)
  - ② イベントの実施回数・参加人数
  - ③ ボランティア・講師等の外部人材の参加数
  - ④ アンケート結果(実施月のみ)期日:毎月月末
- (2) KPI 評価(振り返り)のデータ一式
  - ① 市担当課事務局と事前に設定した KPI について、実績・評価内容を整理した資料一式  
※KPI ごとの進捗状況を、別途提示する様式に基づいて整理し、実績値の根拠となるアンケート結果やヒアリング等のデータも含めて提出すること  
※評価観点(例:目標・実績・測定方法・達成度など)は提出時点で最新の様式に準拠すること
  - ② 上記 KPI の実績に関する考察(実績に至った背景や理由など)期日:毎年 9 月末と 3 月末

- (3) チラシ・ポスターの作成データ一式  
期日:作成後

6. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 小山市が発注する業務委託(以下「発注業務」という。)において、暴力団員等による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注業務において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

7 その他留意事項

(1) 成果品の帰属

- ① 受託者は、成果品の著作権を著作権法 27 条及び 28 条の規定による権利も含めて小山市に無償譲渡するものとする。
- ② 受託者は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 前各号の規定にかかわらず、成果品に受託者が既に著作権を保有しているもの(以下「著作物」という。)が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は小山市に対し、当該成果品を小山市が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。
- (2) 実施体制には、統括責任者を置き、各業務のメイン担当を明確化するとともに業務全般の活動を一元化すること。
- (3) 本業務の遂行に当たっては、必要に応じて生涯学習文化課と十分な協議・打合せを行うこと。
- (4) 生涯学習文化課との打合せに要する資料作成等の経費(交通費含む)は委託費に含むものとする。
- (5) 受託者は、本業務により知り得た個人のプライバシー等に関する事項については、業務遂行中、業務完了後においても、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 業務にあたっては、個人情報保護に関する法令や規範を遵守するとともに、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利または利益を侵害することのないよう適切な管理を行うこと。万が一、個人情報漏洩等の事案が発覚した場合には、小山市に報告するとともに速やかに対処すること。業務完了後は、本業務で得た小山市の保有する個人情報は消去すること。
- (7) 本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (8) 本業務の委託契約書及び仕様書に記載のない事項については、生涯学習文化課と速やかに協議の上、決定するものとする。